



このマークは、神奈川県後期高齢者医療広域連合のロゴマークです。

広報かながわ 広域連合

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1

ヨコハマポートサイドビル9階

☎045(440) 6700 ファクス045(441) 1500

<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>

広域連合長あいさつ



林 文子 (横浜市長)

このたび、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました、横浜市長の林文子でございます。

日頃から、後期高齢者医療制度にご理解、ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月の制度発足以来、6 年目を迎えました。本広域連合は、被保険者が約 86 万人、給付費が約 7,200 億円で、東京都、大阪府に次ぎ、全国で 3 番目に大規模な広域連合です。今後、被保険者の方々の増加や医療技術の高度化などによる医療費の増加が見込まれており、私も、本広域連合長就任に

あたり、その責務の重さを改めて実感しているところでございます。

また、今年度から、健康づくりの国民運動「健康日本 21 (第二次)」が始まりました。日頃から、栄養面、食生活、運動習慣などを改善し、日常生活を支障なく送れる期間としての「健康寿命」を伸ばしていこうという目標が立てられています。健康を維持していくことは、健やかで心豊かな生活を支え、医療費の縮減にもつながる大切な取り組みです。被保険者の皆さまにも、生活習慣に気を配り健康増進に努めていただき、いつまでもお元気で暮らしていただきたいと思います。

現在、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策などの制度改革について、国の社会保障制度改革国民会議で検討が進められています。

本広域連合といたしましては、この国民会議における議論の動向を注視しながら、引き続き被保険者の皆さまが、安心して十分な医療サービスの提供を受けられるよう、力を注いでまいります。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

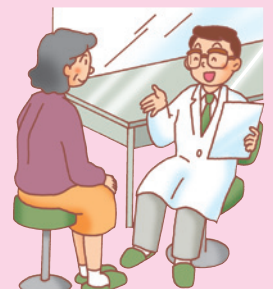
健康診査を受診しましょう

後期高齢者医療制度にご加入の方を対象に、糖尿病などの生活習慣病を早期に発見するための健康診査を、お住まいの市町村が実施しています。年に 1 回、ぜひ受診してください。

◆基本的な健診項目は 74 歳までの特定健診と同じです (腹囲測定は除きます)。

◆受診するための手続きは、市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。



広域連合の議会から

- ◆ 名 称 平成25年第1回定例会
- ◆ 開 催 日 平成25年3月27日(水)
- ◆ 主な議案 ●平成25年度予算(一般会計・特別会計)
- ◆ その他の議案
 - ◆神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆平成 24 年度補正予算(一般会計・特別会計) ほか



議会審議の様子

▶ 詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。

こんな質問がありました

質問 どのような理由により、平成 25 年度からジェネリック医薬品利用差額通知の実施に向けて取り組むこととしたのか伺います。

答え ジェネリック医薬品の利用を進めていくことは、被保険者の負担額が軽減されるだけでなく、保険財政の安定化にも資するものです。利用差額通知は、具体的な軽減額をお知らせできるため、利用の促進に効果的な取組みであり、本広域連合においても、従来から実施について検討してきたところですが、国全体での事業推進の流れや、ここ 1、2 年の間に県内市町村国保での取組みが進んできたことなどの状況を踏まえ、準備経費を予算計上しました。

質問 被保険者の方から、制度や広域連合運営に対する理解を得られるようにするため、効率的な事業執行や運営に努めるべきだと思いますが、これまでの取組みと今後の考え方について伺います。

答え 広域連合では、事業内容の見直しや外部委託を進めたことなどにより、平成 20 年度の制度発足以来、3 名の職員を削減してまいりました。平成 25 年度におきましても、さらに 2 名削減することとしています。また、一般競争入札の積極的な活用や、事務局内の消耗品の使用について、職員に在庫台帳の使用を徹底したことなどにより、事務的経費の削減が図られたところで、今後も限りある財源を有効に活用するとともに、引き続き効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。

質問 現在の保険料水準を来年度も続ければ、さらに滞納者数は増えると思われますが、それを抑制するための予算措置や手立てが講じられているか伺います。

答え 後期高齢者医療制度は、2 年間の特定期間で財政運営を行っています。平成 25 年度はその 2 年目であるため、保険料率などは平成 24 年度と同じとなっています。平成 24・25 年度につきましては、医療給付費が年 7～8% の割合で上昇すると想定されるなか、低所得者の負担を軽減するため、剰余金に加えて、神奈川県の財政安定化基金の一部を活用することにより、保険料率の急激な上昇の抑制措置をとっています。

質問 高すぎる保険料とその結果としての滞納者数について、見解を伺います。

答え 本県のように、一人あたりの平均所得が高い県は、国からの調整交付金が減額され、その分を所得割額に上乗せすることになるため、結果として一人あたりの平均保険料額が高くなり、東京都に次いで全国 2 位となっています。しかしながら、世帯構成や所得状況が同一条件での保険料額を比較した場合は、全国では 32 位となっており、平均を下回る水準です。

また、1 期以上の滞納者は約 3 万人ですが、3 期以上は約 3 千人となっていることから、大多数の方は納め忘れであり、遅れてご納付いただいているものと認識しています。

一部負担金の割合が変わる方には 8 月 1 日から使用する新しい保険証をお送りします

一部負担金の割合(病院などの窓口でお支払いいただく自己負担割合)は、前年の市町村民税課税所得などにに基づき、毎年 8 月 1 日に見直しています。一部負担金の割合が変わる方には、7 月下旬に書留で新しい保険証(被保険者証)をお送りします。

新しい保険証が届いた場合は、これまでの保険証を返却してください

再判定により一部負担金の割合が変更となった場合、8 月 1 日以降、これまでの保険証は使用できません。新しい保険証が届いた場合には、8 月 1 日以降、これまでの保険証を返却してください。なお、8 月 1 日以降、これまでの保険証を使用されたときは、後日、精算手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

一部負担金の割合の判定について

一部負担金の割合(病院などの窓口でお支払いいただく自己負担割合)は、1 割または 3 割です。平成 25 年 8 月から平成 26 年 7 月までの一部負担金の割合は、平成 24 年 1 月から 12 月までの所得・収入に基づき判定します。

市町村民税課税所得(平成 24 年 1 月から 12 月までの所得に基づき算出)	一部負担金の割合
被保険者およびその被保険者と同一世帯の他の被保険者全員が 145 万円未満	1 割
145 万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の被保険者	3 割

※市町村民税課税所得とは、総所得金額などから各種所得控除を差し引いて算出する地方税法上の課税所得です。

所得により一部負担金の割合が 3 割と判定された方でも、収入額について次の要件に該当する方は、一部負担金の割合が 1 割となります。該当すると思われる方は、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。なお、申請(基準収入額適用申請)し、認定されますと申請した日の翌月から一部負担金の割合が 1 割となります。

世帯の状況	収入額の要件
被保険者が 1 人の場合	被保険者の収入額が 383 万円未満
被保険者が 1 人で収入額が 383 万円以上であっても、世帯に被保険者以外の 70 歳から 74 歳の方がいる場合	被保険者と 70 歳から 74 歳の方の合計収入額が 520 万円未満
世帯内の被保険者が 2 人以上の場合	被保険者全員の合計収入額が 520 万円未満

※収入とは、所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。

一部負担金の割合は、有効期限前でも世帯構成の変更や所得の更正に基づき、1 割から 3 割、または 3 割から 1 割に変更になる場合があります。

平成 25 年度予算 特別会計

歳 入

差 引	24 年度	25 年度	内 容	項 目	
33 億円	761 億円	794 億円	皆さまからの保険料	保険料負担金	保険料 794 億円 10.9%
43 億円	605 億円	648 億円	国や県、市町村からの 公費負担	市町村負担金	公費 3303 億円 45.2%
141 億円	1915 億円	2056 億円		国庫負担金	
33 億円	566 億円	599 億円		県負担金※1	
184 億円	2962 億円	3146 億円	現役世代（0～74 歳）からの 支援金	支払基金交付金	現役世代 からの支援金 3146 億円 43.0%
20 億円	39 億円	59 億円	基金からの繰入	繰入金	その他 65 億円
△ 2 億円	2 億円	0 円	前年度からの繰越	繰越金	
1 億円	5 億円	6 億円	財産収入など	その他	
453 億円	6855 億円	7308 億円	合 計		7308 億円

後期高齢者医療制度では、2 か年度を一つの財政運営期間として保険料率を算定することになっています。平成 25 年度は 2 か年度の 2 年目にあたります。平成 24 年度の執行状況がほぼ見込みどおり推移しているため、保険料率を算定する際に用いた被保険者数や療養給付費等を基に編成しています。

後期高齢者医療制度を実施していくための平成 25 年度広域連合の特別会計予算総額は 7308 億円です。

歳 出

項 目	内 容	25 年度	24 年度	差 引
療養給付費等	皆さまが受診した病院などに 支払う医療費や高額療養費等	7191 億円	6729 億円	462 億円
保険給付費は 24 年度と比べて、6.9% 増加しています。 歳出予算の約 99% は、被保険者の皆さまが受診した病院への支払いや高額療養費 等の支払いに充てられます。 高齢化の進展に伴い、被保険者数が約 4 万人増えることや、医療の高度化などに より、療養給付費等も増える見込んでいます。				
審査支払手数料	診療内容の審査にかかる手数料	19 億円	18 億円	1 億円
葬祭費	葬祭を行った喪主に5万円の給付	24 億円	23 億円	1 億円
保健事業費	健康診査などに係る費用	22 億円	20 億円	2 億円
基金積立金※2	医療費などの変動に備えるため の積み立て等	36 億円	54 億円	△18 億円
その他	保険料の還付など	16 億円	11 億円	5 億円
合 計		7308 億円	6855 億円	453 億円

（注） 財政規模が大きいので、億円単位にまとめています。また、分かりやすく表現するため、正式な科目名とは異なります。

※1 保険料率の上昇抑制措置として交付を受ける、県の財政安定化基金からの支出金 20 億円が含まれています。
※2 平成 25 年度は財政運営期間の 2 年目にあたるため、基金積立金が前年度と比べ、減額となっています。

平成 25 年度予算 一般会計

一般会計は、制度運営に係る事務的経費のみを扱います。また、その財源の約 89% は、構成市町村からの負担金によるものです。

	主な項目	25 年度	24 年度	差 引	説 明
歳 入	負担金	17 億 7 千万円	19 億 7 千万円	△2 億円	県内市町村からの負担金
	国庫補助金	2 億円	2 億 1 千万円	△1 千万円	国からの補助金
	その他	1 千万円	1 億 9 千万円	△1 億 8 千万円	臨時特例基金からの繰入金、財産収入など
	合 計	19 億 8 千万円	23 億 7 千万円	△3 億 9 千万円	
歳 出	広域連合運営管理費	8 千万円	1 億 3 千万円	△ 5 千万円	事務局の運営管理費
	広域連合事業費負担金	3 億 8 千万円	4 億 1 千万円	△ 3 千万円	職員人件費、福利厚生費などに相当する負担金
	高齢者医療管理費等	8 億 3 千万円	11 億 4 千万円	△3 億 1 千万円	保険証の交付に関する経費、高額療養費等の給付に関する経費などの業務関連経費
	電算システム関係費	6 億 8 千万円	6 億 8 千万円	0 円	電算処理システム維持管理に係る経費
	議会運営費等	1 千万円	1 千万円	0 円	議会費、予備費など
	合 計	19 億 8 千万円	23 億 7 千万円	△3 億 9 千万円	

（注） 分かりやすくするため、千万円単位にまとめています。

予算に関する Q & A

質問 1

「一般会計は、制度運営に係る事務的経費のみを扱います。」とありますが、具体的にはどういことでしょうか。

答え 1

皆さまの保険証の作成をはじめ、各種申請書、通知書、お知らせ、広報紙などの広域連合からの発行物の印刷、発送の経費や制度を運営するためのシステム関係費及び各市町村との連携に係る経費など、保険給付に係る経費以外の全ての経費となります。また、一般会計では、皆さまからの保険料を使用することはできないため、事務的経費を神奈川県内の 33 市町村で負担しています。

質問 2

一般会計の予算額が全体で 3.9 億円減っているのはなぜですか。

答え 2

2 年に一度行われる保険証の一斉更新業務がないことや職員を 2 名削減したことなどにより、関係する経費が減っています。

質問 3

納めた保険料はどのような使われ方をしているのですか。

答え 3

皆さまが病気やけがをしたときの医療費は、病院などで支払う「自己負担額」と保険から給付される「療養給付費」で構成されています。この「療養給付費」のうち、約 5 割を公費（税金）で、約 4 割を現役世代からの支援金（支払基金交付金）で負担し、残りの約 1 割を皆さまからの保険料で負担しています。

保険給付の申請はお早めに

後期高齢者医療制度で受けられる給付のうち、市区町村窓口申請書の提出が必要なものについては、申請できる期間を過ぎてしまうと、給付を受けられなくなりますのでご注意ください。

それぞれの申請方法や必要な書類などについては、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口までご確認ください。

【申請が必要な主な給付の種類と、申請ができる期間】

給付の種類	申請ができる期間
療養費・移送費	療養に要した費用を支払った日の翌日から 2 年間
高額療養費	申請のご案内が届いた日の翌日から 2 年間 初めて高額療養費の対象となった場合、受診月の 3～4 カ月後に、申請勧奨通知をお送りします。対象月から 5 カ月以上たってもご案内が届かない場合は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。高額療養費については、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。
高額介護合算療養費	申請のご案内が届いた日の翌日から 2 年間 (申請のご案内が届かない場合は、基準日の翌日から 2 年間) ※高額介護合算療養費は、8 月 1 日～翌年 7 月 31 日（計算期間の最終日が基準日です）の計算期間における年額で計算されます。 ※高額介護合算療養費支給の可能性のある方については、該当期間の翌年 3～7 月頃に申請勧奨通知が送られます。ただし、計算期間中に、①市町村を越えて転居した方、②75 歳になり後期高齢者医療制度に加入した方、③住所地特例の認定を受けている方などは、支給対象となってもご案内がお送りできない場合があります。
葬祭費	葬祭を行った日の翌日から 2 年間

ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご存じですか

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が終了した後に製造・販売される薬で、新薬と同じ有効成分を持っています。

◆安価で経済的です

新薬に比べて一般的に安価です。医療費負担の軽減になるだけでなく、保険財政の改善にもつながります。

◆効き目や安全性は、新薬と同等です

検査で新薬と同等の効き目や安全性が確認されています。

◆欧米では広く普及しています

アメリカやイギリス、ドイツなどの国々では、ジェネリック医薬品の普及率が 5 割を超えていますが、わが国では 2 割程度です。

※保険証と一緒にお送りしているジェネリック医薬品希望カードは、「ジェネリック医薬品を希望する・相談したい」といった意思表示のカードです。医療機関の窓口で提示して、ご相談ください。



モニター懇談会を開催しました

平成 24 年 11 月 15 日に、かながわ県民センターで、平成 24 年度第 2 回モニター懇談会を開催しました。

詳しい状況については、神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>) に掲載しています。



懇談会の様子

当日の主なご意見

- 医療費の窓口負担割合は、現行の 3 割と 1 割の間に、2 割という段階を設けていただきたいです。
- 医療や健康増進については、たくさんの計画がありますが、一つでも二つでも実現するようお願いしたいです。
- 市町村は、新しく後期高齢者医療制度に加入する方に、説明会などを開催して、制度の周知に努めてほしいです。
- 健康診査の受診率が低い市町村は、何らかの対策をしてほしいです。

◆ 登録モニター募集中 ◆

広域連合では、登録モニターを募集しています。
ご興味のある方は、お気軽にご連絡ください。
連絡先：神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
総務課 モニター担当
☎ 045-440-6701 ファクス 045-441-1500

■ 登録モニター制度とは ■

広域連合では、事前にご登録いただいたモニターの方々に、アンケート調査や懇談会を通じて、ご意見や提案などをいただき、後期高齢者医療制度の運営に活用しています。

よくある質問コーナー

質問 1 75 歳になり国民健康保険から後期高齢者医療制度に移りました。国民健康保険料は、口座振替で納めていましたが、今回納付書が送られてきました。引き続き口座振替で納めることはできないのですか。

答え 1 国民健康保険などから後期高齢者医療制度の被保険者になられた場合、今まで保険料を口座振替（普通徴収）で納付していただいていたとしても、制度の運営者が異なるため、あらためて手続きが必要となります。詳しくは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

質問 2 自分は後期高齢者医療制度に移ったのに、自分宛てに国民健康保険料の納付書が送られてきました。なぜですか。

答え 2 市町村の国民健康保険では、保険料の納付義務者が世帯主であるため、世帯主が国民健康保険加入者（国保加入者）でなくても、世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主あてに通知書や納付書が送られますが、国民健康保険料は加入者の分だけで計算されています。詳しくは、お住まいの市区町村の国民健康保険の窓口にお問い合わせください。

質問 3 保険料が介護保険料と合わせても、年金収入の 2 分の 1 を超えないのに、年金天引きにならないのはなぜですか。

答え 3 年金からの天引き（特別徴収）の対象となる年金を 2 種類以上受給している場合、優先順位の一番高い年金のみが対象となります。優先順位 1 位の年金が要件を満たさないときは特別徴収されません。

*参考：特別徴収の対象となる主な年金の順位

1 位：老齢基礎年金 2 位：老齢・退職年金 3 位：障害年金および遺族年金

教えて 元気の秘けつ

藤沢市在住

いいだ
飯田

かずひで

一榮さん(84 歳)



十数年前に藤沢市に転居してきました。温暖な気候も影響しているのか、転居前より顔色も良くなり、健康になった気がします。

こちらにまいりまして、すぐに町内会と老人クラブに加入し、新年会や防災訓練、餅つき大会など、地域の行事がある際は、妻ともども積極的に参加し、いろいろな人と交流をするようにしています。

大学時代の仲間や、元勤務先の同僚たちと、今でも定期的に旅行に出かけ、お酒を飲みながら会話を楽しめます。健康について話題に上ることが多いですね。

健康のために心掛けていることは、日頃から頭と体を意識して使うことと、バランスのとれた食事をする事です。学生のときに電気科で学び、数学が好きだったこともあり、毎日電卓で思いの数字を使った計算をしたり、片道1キロメートルの距離にある店舗まで歩いて買い物に出かけています。

これからも若々しく過ごしていきたいと思います。

一災害から身を守る一 長寿豆知識

その9

地震などの災害で犠牲になる比率が高いのが高齢者や障がい者です。このことは、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災でもその傾向は明らかとなっています。

阪神・淡路大震災の場合、倒壊した建物などから避難できた方のうち約75%が家族や近隣の住民により救助されました。いかに日頃からの近所付き合いが大切であるかがお分かりになるかと思います。昔はお年寄りがどんな病気で、どこの医療機関にかかっているかなどの情報がよい意味で隣近所にそれとなく把握されていたように思います。今では町内会への加入率の低下や個人情報保護の高まりもあり、特に都市部ではまさに“隣は何をする人ぞ”の世界です。このようなご時勢に、自分の身を守るすべとして、災害時要援護者避難支援制度などを利用することが有効ですので、お住まいの市町村に問い合わせてみてください。また多くの高齢者がいろいろな薬を服用していますが、自分でも全てを覚えておくことは難しいと思いますので、避難の際には“お薬手帳”や健康状態を把握できる“健康手帳”などをいつでも持ち出せるように準備しておくこともまさかのときの備えとして有効です。



神奈川県後期高齢者医療広域連合産業医 坂元 昇

広告募集中!

神奈川県後期高齢者医療広域連合ではホームページ上での広告を募集しています。掲載に関する規程など詳細は当ホームページ(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)「バナー広告募集中」を参照してください。